

南九州市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第19号

南九州市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市介護保険条例施行規則（平成19年南九州市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第34条中「、同項の規定による特別徴収対象被保険者への通知は、介護保険料額決定通知書（第34号様式）、介護保険料仮徴収（特別徴収）のお知らせ（第35号様式）及び介護保険料仮徴（普通徴収）のお知らせ（第35号様式の2）により」を削る。

第35条中「、同項の規定による特別徴収対象被保険者への通知、又は法第139条第1項の規定による普通徴収の方法により保険料を徴収しようとするときの通知は、介護保険料額決定通知（第34号様式）により」を削る。

第36条及び第37条を削る。

第34号様式から第38号様式までを削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の南九州市介護保険条例施行規則の規定は、令和8年1月5日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の南九州市介護保険条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。